

黒部ルート一般開放・旅行商品化準備会議 設置要綱

(目 的)

第1条 「立山黒部」世界ブランド化の取組みの一環として、令和6年度に予定されている黒部ルートの一般開放・旅行商品化に向けて、黒部ルートを含む旅行商品の満足度の向上や宇奈温泉街等の魅力創出等を促進するため、「黒部ルート一般開放・旅行商品化準備会議（以下「会議」という。）」を設置する。

(所掌事項)

第2条 「立山黒部」世界ブランド化の取組みの一環として、会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 黒部ルートを含む旅行商品の満足度の向上に関すること
- (2) 宇奈月温泉街をはじめ黒部峡谷鉄道沿線の魅力創出・磨き上げに関すること
- (3) その他会議の目的を達成するために必要な事項に関すること

(組 織)

第3条 会議は、委員長及び20名以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者、観光・旅行・交通関係事業者及び黒部ルートに関係する事業者等の代表者等のうちから知事が委嘱する。
- 3 知事は、必要に応じてオブザーバーを委嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 会議に委員長及び副委員長を置く。委員長は委員の互選により選任し、副委員長は委員長が指名する。

- 2 委員長は、会議を進行する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(部会)

第5条 会議に特定の事項について検討を行う、部会等を置くことができる。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、富山県観光・交通振興局観光振興室立山黒部世界ブランド化推進班に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年1月26日から施行する。